

令和6年第4回七飯町議会定例会議案関係資料

◎関連資料

資料1	七飯町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要（議案第51号）	1
資料2	七飯町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表（議案第51号）	2
資料3	七飯町税条例の一部を改正する条例の概要（議案第52号）	3
資料4	七飯町税条例新旧対照表（議案第52号）	4～6
資料5	七飯町手数料条例の一部を改正する条例の概要（議案第53号）	7
資料6	七飯町手数料条例新旧対照表（議案第53号）	8
資料7	七飯町地域センター条例等の一部を改正する等の条例の概要（議案第54号）	9
資料8	七飯町地域センター条例新旧対照表（議案第54号）	10～12
資料9	地域福祉施設の設置に関する条例新旧対照表（議案第54号）	13
資料10	七飯町精神障害者社会復帰施設条例新旧対照表（議案第54号）	14～15
資料11	空き地の環境保全に関する条例の一部を改正する条例の概要（議案第55号）	16
資料12	空き地の環境保全に関する条例新旧対照表（議案第55号）	17～18
資料13	七飯町営住宅の設置条例の一部を改正する条例の概要（議案第56号）	19
資料14	七飯町営住宅の設置条例新旧対照表（議案第56号）	20～21
資料15	七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例の概要（議案第57号）	22～23
資料16	七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例新旧対照表（議案第57号）	24～27
資料17	指定管理者選定経過概要（議案第58号）	28

七飯町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要

情報防災課

1 改正理由

令和6年6月7日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）が公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）が改正されます。

七飯町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第22号）において、上記法改正に伴う一部改正を行うものです。

2 改正内容

法第2条第8項が新設され、現行の第2条第8項から第15項までが1項ずつ繰り下がることに伴い、法の引用条項を改めます。

3 施行期日

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に規定する日から施行します。

七飯町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条(略) (定義) 第2条(略) (1)(略) (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)～(6)(略) 第3条～第6条(略) 附 則 (略) 別表第1～別表第3 (略)</p>	<p>第1条(略) (定義) 第2条(略) (1)(略) (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)～(6)(略) 第3条～第6条(略) 附 則 (略) 別表第1～別表第3 (略)</p>

七飯町税条例の一部を改正する条例の概要

税務課

1 改正理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）が令和6年6月7日に公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）が改正されることに伴い、七飯町税条例（昭和29年条例第22号）中の引用条項について改正を行うものです。

また、地方税法（昭和25年法律第226号）第443条及び七飯町税条例第80条に定める軽自動車税の納税義務者である当該軽自動車の所有者又は使用者が、交付された標識（ナンバープレート）を毀損又は亡失した場合において、その原因が故意又は過失に基づくときに納める標識弁償金については、実費を納めることとしていることから、令和7年4月1日届出分からの弁償金額を実費相当額に改めるものです。

2 改正内容

- (1) 町民税関係等（第36条の2第10項、第89条第2項第2号、第139条の3第2項第1号及び第149条第1号）

法の引用条項について、「第2条第15項」を「第2条第16項」に改めます。【情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に規定する日から施行】

- (2) 軽自動車税関係（第91条第7項）

原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等の規定について、標識の交付を受けた者の故意又は過失により、当該標識を毀損又は亡失したときの弁償金「200円」を「400円」に改めます。【令和7年4月1日施行】

3 施行期日

この条例は、上記の各項目について、それぞれ記載された日から施行します。

4 経過措置

改正後の原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の再交付に関する経過措置として、施行の日以後に届出された標識の再交付の場合において適用し、同日前の届出は、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

七飯町税条例新旧対照表

	改 正 後
<p>目次 (略)</p> <p>第 1 条～第 3 6 条 (略)</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第 3 6 条の 2 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>1 0 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 2 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 1 0 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 2 5 年法律第 2 7 号) 第 2 条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>第 3 6 条の 3～第 8 8 条 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第 8 9 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。) 又は法人番号 (同条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者については、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第 1 条～第 3 6 条 (略)</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第 3 6 条の 2 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>1 0 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 2 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 1 0 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 2 5 年法律第 2 7 号) 第 2 条第 1 6 項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>第 3 6 条の 3～第 8 8 条 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第 8 9 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。) 又は法人番号 (同条第 1 6 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者については、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p>

改正後	改正前
<p>(3)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、又はま滅したときは直ちに、その旨を町長に届出て、その再交付を受けなければならぬ。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基くときは、弁償金として<u>400円</u>を納めなければならない。</p> <p>第92条～第139条の2 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第140条～第148条 (略)</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第149条 (略)</p>	<p>(3)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、又はま滅したときは直ちに、その旨を町長に届出て、その再交付を受けなければならぬ。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基くときは、弁償金として<u>200円</u>を納めなければならない。</p> <p>第92条～第139条の2 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第140条～第148条 (略)</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第149条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者については、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>第150条～第151条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第25条 (略)</p>	<p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者については、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>第150条～第151条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第25条 (略)</p>

七飯町手数料条例の一部を改正する条例の概要

税務課

1 改正理由

「第6次行財政改革大綱」中の歳入確保の取り組みとして、税務事務に係る手数料を見直し、これまで無料としていた「固定資産税（土地・家屋）名寄帳兼課税台帳」の交付手数料を令和7年4月1日から有料化することとし、七飯町手数料条例（平成12年条例第16号）の一部を改正するものです。

2 改正の内容

徴収すべき事項及び金額を定める第2条関係別表28の項を「土地・建物に関する手数料」とし、「固定資産税（土地・家屋）名寄帳兼課税台帳に係る閲覧及び交付1件につき300円」を加えます。

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

4 補足事項

固定資産台帳の閲覧の手数料を定める七飯町税条例（昭和29年条例第22号）第73条の2において、4月1日から固定資産税第1期納期限まで実施する課税台帳の閲覧期間は、閲覧手数料を徴しないことと定めており、当該期間中については名寄帳兼課税台帳を交付する場合のみ手数料を徴することとします。

七飯町手数料条例新旧対照表

改正前				改正後			
番号	手数料を徴収する事項	単位	手数料額	番号	手数料を徴収する事項	単位	手数料額
第1条～第8条(略) 附則 1～7(略) 別表(第2条関係)							
1 ～ 27	(略)	(略)	(略)	1 ～ 27	(略)	(略)	(略)
28	土地建物の証明手数料(評価証明、 公課証明)	1筆につき 1棟につき	300円 300円	28	土地・建物に 関する手数料 評価証明、公課証明	1筆につき 1棟につき 1件につき	300円 300円 300円
29 ～ 47	(略)	(略)	(略)	29 ～ 47	固定資産税(土地・ 家屋)名寄帳兼課税 台帳に係る閲覧及 び交付	(略)	(略)

七飯町地域センター条例等の一部を改正する等の条例の概要

財政課

1 改正理由

公共施設の再編・再配置の一環として、鶴野地域センター、鶴野会館、精神障害者通所授産施設（ぼぼろ館）及びさくら共同作業所の使用区分を次のとおり再編するため、この条例を提出するものです。

①鶴野地域センター

施設に地域会館機能を集約することによって、主たる利用が教育支援センター及び地域会館機能となるため、教育総務課へ所管を変更します。

②鶴野会館

廃止し、鶴野地域センターに地域会館機能を集約します。

③精神障害者通所授産施設

実施する事業内容の変更に伴い、施設名を変更します。

④さくら共同作業所

廃止し、当該建物は普通財産として民間団体への貸付けを可能とします。七飯町身体障害者福祉協会は、就労継続支援施設（ぼぼろ館）へ移転します。

2 改正内容

(1) 七飯町地域センター条例の一部改正

①鶴野地域センターの所管を教育委員会（教育総務課）とし、管理区分に教育委員会を追加します。また、設置規定に教育支援センターに係る内容を明記します。

②貸室のうち、教育支援センターが利用する研修室1・2、地域会館機能とする研修室3を削除し、研修室4・5を研修室1・2とします。

(2) 地域福祉施設の設置に関する条例の一部改正

鶴野地域センターに地域会館機能を集約するため、鶴野会館を削除します。

(3) 七飯町精神障害者社会復帰施設条例の一部改正

実施事業から「自立訓練（生活訓練）事業」を削除し、あわせて条例及び施設の名称を改正します。なお、七飯町身体障害者福祉協会のぼぼろ館への移転は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付けのため、条例での措置は不要です。

(4) 七飯町さくら共同作業所条例の廃止

七飯町身体障害者福祉協会が就労継続支援施設（ぼぼろ館）内への事務所移転に伴い廃止します。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

4 経過措置

鶴野地域センターの教育委員会への所管替えに伴う必要な経過措置を規定します。

七飯町地域センター条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第1条 住民福祉の向上等に関する事業を目的とする法人が事務所として使用し、又は子育て支援、生涯学習等の活動を行う団体が使用する場所を<u>提供</u>するため、七飯町地域センター（以下「地域センター」という。）を設置する。</p> <p>第2条・第3条（略）</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 地域センター及び地域センターの倉庫、駐車施設等の附帯施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 町長は、前項の許可を行う場合において、管理上必要があると認めるときは、同項の許可に必要な条件を付することができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>町長の</u>指定する期日までに別表第1及び別表第2に掲げる使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。ただし、第3条第1項に規定する法人であって、町が補助金等（七飯町補助金等交付規則（昭和52年規則第5号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を交付している法人については、使用料の額の5割に相当する額を限度として減額をすることができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 住民福祉の向上等に関する事業を目的とする法人が事務所として使用し、若しくは子育て支援、生涯学習等の活動を行う団体が使用する場所を<u>提供</u>し、又は不登校児童生徒に対する教育の機会の確保等を推進するため、七飯町地域センター（以下「地域センター」という。）を設置する。</p> <p>第2条・第3条（略）</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 地域センター及び地域センターの倉庫、駐車施設等の附帯施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長又は教育委員会（鶴野地域センターに限る。以下同じ。）（以下「町長等」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 町長等は、前項の許可を行う場合において、管理上必要があると認めるときは、同項の許可に必要な条件を付することができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>町長等</u>の指定する期日までに別表第1及び別表第2に掲げる使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町長等は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。ただし、第3条第1項に規定する法人であって、町が補助金等（七飯町補助金等交付規則（昭和52年規則第5号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を交付している法人については、使用料の額の5割に相当する額を限度として減額をすることができる。</p>

改 正 前	改 正 後																																																		
<p>(特別設備の設置等)</p> <p>第6条 使用者は、地域センターの使用に際し、特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、<u>町長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の承認を受けて特別の設備をし、又は変更を加えるときの費用は、使用者の負担とする。この場合において、使用者はその使用が終了したときは、使用した施設等を<u>現状に回復しなければならぬ。</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第8条 使用者の責めに帰すべき事由によって、建物、設備等を毀損したときは、使用者が現状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。ただし、特別の事情があると<u>町長が認める</u>ときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(特別設備の設置等)</p> <p>第6条 使用者は、地域センターの使用に際し、特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、<u>町長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の承認を受けて特別の設備をし、又は変更を加えるときの費用は、使用者の負担とする。この場合において、使用者はその使用が終了したときは、使用した施設等を<u>原状に回復しなければならぬ。</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第8条 使用者の責めに帰すべき事由によって、建物、設備等を毀損したときは、使用者が現状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。ただし、特別の事情があると<u>町長等が認める</u>ときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>町長及び教育委員会が別に定める。</u></p>																																																		
<p>附 則</p> <p>(略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p>	<p>附 則</p> <p>(略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p>																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>室名</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴野地域センター</td> <td>研修室1</td> <td>750円</td> <td>970円</td> <td>1,180円</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>研修室2</td> <td>750円</td> <td>970円</td> <td>1,180円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>研修室3</td> <td>750円</td> <td>970円</td> <td>1,180円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>研修室4</td> <td>860円</td> <td>1,080円</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>研修室5</td> <td>860円</td> <td>1,080円</td> <td>1,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	室名	午前	午後	夜間	鶴野地域センター	研修室1	750円	970円	1,180円	二	研修室2	750円	970円	1,180円		研修室3	750円	970円	1,180円		研修室4	860円	1,080円	1,400円		研修室5	860円	1,080円	1,400円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>室名</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴野地域センター</td> <td>研修室1</td> <td>860円</td> <td>1,080円</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>研修室2</td> <td>860円</td> <td>1,080円</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大中山多世代交流地域センター</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	室名	午前	午後	夜間	鶴野地域センター	研修室1	860円	1,080円	1,400円	二	研修室2	860円	1,080円	1,400円		大中山多世代交流地域センター	(略)	(略)	(略)
区分	室名	午前	午後	夜間																																															
鶴野地域センター	研修室1	750円	970円	1,180円																																															
二	研修室2	750円	970円	1,180円																																															
	研修室3	750円	970円	1,180円																																															
	研修室4	860円	1,080円	1,400円																																															
	研修室5	860円	1,080円	1,400円																																															
区分	室名	午前	午後	夜間																																															
鶴野地域センター	研修室1	860円	1,080円	1,400円																																															
二	研修室2	860円	1,080円	1,400円																																															
	大中山多世代交流地域センター	(略)	(略)	(略)																																															

改 正 前				改 正 後	
大中山多世代交 流地域センター	(略)	(略)	(略)		
備考 1～5 (略)				備考 1～5 (略)	

地域福祉施設の設置に関する条例新旧対照表 (第2条関係)

改正後	改正前								
<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 前条の施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 前条の施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 757 523 1108">名称</th> <th data-bbox="478 114 523 757">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 757 603 1108">西大沼会館～緑町会館 (略)</td> <td data-bbox="523 114 603 757">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	西大沼会館～緑町会館 (略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 1765 523 2130">名称</th> <th data-bbox="478 1108 523 1765">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 1765 603 2130">鶴野会館 西大沼会館～緑町会館 (略)</td> <td data-bbox="523 1108 603 1765">七飯町字鶴野248番地3 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鶴野会館 西大沼会館～緑町会館 (略)	七飯町字鶴野248番地3 (略)
名称	位置								
西大沼会館～緑町会館 (略)	(略)								
名称	位置								
鶴野会館 西大沼会館～緑町会館 (略)	七飯町字鶴野248番地3 (略)								
<p>第3条 (略) 附 則 (略)</p>	<p>第3条 (略) 附 則 (略)</p>								

七飯町精神障害者社会復帰施設条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 前	改 正 後				
<p>○七飯町精神障害者社会復帰施設条例 (設置)</p> <p>第1条 障がい者の社会復帰、自立及び社会経済活動への参加の促進を図ることを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第28条第2項に掲げる社会福祉サービスを実施するために、精神障害者社会復帰施設（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 七飯町精神障害者通所授産施設（愛称 ぼぼろ館） 位置 七飯町鳴川5丁目348番地3 (事業)</p> <p>第3条 施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 就労継続支援B型事業 (2) 自立訓練（生活訓練）事業</p> <p>第4条～第8条（略） (通所の許可の取消し等)</p> <p>第9条（略）</p> <p>(1) 社会復帰及び社会参加の意欲に欠け、施設の目的に反すると認められるとき。 (2)～(5)（略） 第10条～第12条（略）</p>	<p>○七飯町就労継続支援施設条例 (設置)</p> <p>第1条 障がい者の自立及び社会経済活動への参加の促進を図ることを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第28条第2項に掲げる障害福祉サービスを実施するため、就労継続支援施設（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="746 134 837 1097"> <tr> <td>名称</td> <td>七飯町就労継続支援施設（愛称 ぼぼろ館）</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>七飯町七飯町鳴川5丁目348番地3</td> </tr> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 施設は、第1条の目的を達成するため、就労継続支援B型事業を行う。</p> <p>第4条～第8条（略） (通所の許可の取消し等)</p> <p>第9条（略）</p> <p>(1) 社会参加の意欲に欠け、施設の目的に反すると認められるとき。 (2)～(5)（略） 第10条～第12条（略）</p>	名称	七飯町就労継続支援施設（愛称 ぼぼろ館）	位置	七飯町七飯町鳴川5丁目348番地3
名称	七飯町就労継続支援施設（愛称 ぼぼろ館）				
位置	七飯町七飯町鳴川5丁目348番地3				

改 正 前	改 正 後
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第13条 指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第3条各号に掲げる施設の事業の計画及び実施</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第13条 指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第3条に掲げる施設の事業の計画及び実施</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>

空き地の環境保全に関する条例の一部を改正する条例の概要

環境生活課

1 改正理由

町内の空き地における生活環境を衛生的に保持するため制定された「空き地の環境保全に関する条例」により、町が空き地の所有者等からの申請に基づき雑草等の除去を代行する業務において、町は、その代行業務に係る費用を申請者から徴収（雑草等の除去手数料）し、業務処理については、代行業務を請け負う法人と委託契約を締結し、実施しているところであります。

代行業務を受託する法人より、昨今の物価高騰による影響等により今後の業務継続が極めて厳しい状況となっていることから、委託料の増額改定要望を受けており、町では、条例による環境保全施策の維持と代行業務の継続を図るため、雑草等の除去手数料について、所要の料金改定を行うものであります。

2 改正内容

空き地の環境保全に関する条例の「別表」に定める空き地の面積ごとの手数料の額（雑草等の除去手数料）を改定します。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

改正前	改正後																																																				
<p>第1条～第6条(略) (手数料) 第7条(略)</p> <p>2(略) 第8条(略) 附則 1～3(略) 別表(第7条関係) 雑草等の除去手数料</p>	<p>第1条～第6条(略) (手数料) 第7条(略)</p> <p>2 前項の手数料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額が含まれるものとする。</p> <p>3(略) 第8条(略) 附則 1～3(略) 別表(第7条関係) 雑草等の除去手数料</p>																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分(空き地の面積)</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>331平方メートル未満</td><td>12,230円</td></tr> <tr><td>331平方メートル以上397平方メートル未満</td><td>14,260円</td></tr> <tr><td>397平方メートル以上463平方メートル未満</td><td>16,300円</td></tr> <tr><td>463平方メートル以上529平方メートル未満</td><td>18,340円</td></tr> <tr><td>529平方メートル以上595平方メートル未満</td><td>20,380円</td></tr> <tr><td>595平方メートル以上661平方メートル未満</td><td>22,410円</td></tr> <tr><td>661平方メートル以上727平方メートル未満</td><td>24,450円</td></tr> <tr><td>727平方メートル以上793平方メートル未満</td><td>26,490円</td></tr> <tr><td>793平方メートル以上859平方メートル未満</td><td>28,520円</td></tr> <tr><td>859平方メートル以上925平方メートル未満</td><td>30,560円</td></tr> <tr><td>925平方メートル以上991平方メートル未満</td><td>32,600円</td></tr> <tr><td>991平方メートル以上1,321平方メートル未満</td><td>40,750円</td></tr> </tbody> </table>	区分(空き地の面積)	手数料の額	331平方メートル未満	12,230円	331平方メートル以上397平方メートル未満	14,260円	397平方メートル以上463平方メートル未満	16,300円	463平方メートル以上529平方メートル未満	18,340円	529平方メートル以上595平方メートル未満	20,380円	595平方メートル以上661平方メートル未満	22,410円	661平方メートル以上727平方メートル未満	24,450円	727平方メートル以上793平方メートル未満	26,490円	793平方メートル以上859平方メートル未満	28,520円	859平方メートル以上925平方メートル未満	30,560円	925平方メートル以上991平方メートル未満	32,600円	991平方メートル以上1,321平方メートル未満	40,750円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分(空き地の面積)</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>330平方メートル未満</td><td>14,520円</td></tr> <tr><td>330平方メートル以上396平方メートル未満</td><td>16,940円</td></tr> <tr><td>396平方メートル以上462平方メートル未満</td><td>19,360円</td></tr> <tr><td>462平方メートル以上528平方メートル未満</td><td>21,780円</td></tr> <tr><td>528平方メートル以上595平方メートル未満</td><td>24,200円</td></tr> <tr><td>595平方メートル以上661平方メートル未満</td><td>26,620円</td></tr> <tr><td>661平方メートル以上727平方メートル未満</td><td>29,040円</td></tr> <tr><td>727平方メートル以上793平方メートル未満</td><td>31,460円</td></tr> <tr><td>793平方メートル以上859平方メートル未満</td><td>33,880円</td></tr> <tr><td>859平方メートル以上925平方メートル未満</td><td>36,300円</td></tr> <tr><td>925平方メートル以上991平方メートル未満</td><td>38,720円</td></tr> <tr><td>991平方メートル以上1,322平方メートル未満</td><td>48,400円</td></tr> </tbody> </table>	区分(空き地の面積)	手数料の額	330平方メートル未満	14,520円	330平方メートル以上396平方メートル未満	16,940円	396平方メートル以上462平方メートル未満	19,360円	462平方メートル以上528平方メートル未満	21,780円	528平方メートル以上595平方メートル未満	24,200円	595平方メートル以上661平方メートル未満	26,620円	661平方メートル以上727平方メートル未満	29,040円	727平方メートル以上793平方メートル未満	31,460円	793平方メートル以上859平方メートル未満	33,880円	859平方メートル以上925平方メートル未満	36,300円	925平方メートル以上991平方メートル未満	38,720円	991平方メートル以上1,322平方メートル未満	48,400円
区分(空き地の面積)	手数料の額																																																				
331平方メートル未満	12,230円																																																				
331平方メートル以上397平方メートル未満	14,260円																																																				
397平方メートル以上463平方メートル未満	16,300円																																																				
463平方メートル以上529平方メートル未満	18,340円																																																				
529平方メートル以上595平方メートル未満	20,380円																																																				
595平方メートル以上661平方メートル未満	22,410円																																																				
661平方メートル以上727平方メートル未満	24,450円																																																				
727平方メートル以上793平方メートル未満	26,490円																																																				
793平方メートル以上859平方メートル未満	28,520円																																																				
859平方メートル以上925平方メートル未満	30,560円																																																				
925平方メートル以上991平方メートル未満	32,600円																																																				
991平方メートル以上1,321平方メートル未満	40,750円																																																				
区分(空き地の面積)	手数料の額																																																				
330平方メートル未満	14,520円																																																				
330平方メートル以上396平方メートル未満	16,940円																																																				
396平方メートル以上462平方メートル未満	19,360円																																																				
462平方メートル以上528平方メートル未満	21,780円																																																				
528平方メートル以上595平方メートル未満	24,200円																																																				
595平方メートル以上661平方メートル未満	26,620円																																																				
661平方メートル以上727平方メートル未満	29,040円																																																				
727平方メートル以上793平方メートル未満	31,460円																																																				
793平方メートル以上859平方メートル未満	33,880円																																																				
859平方メートル以上925平方メートル未満	36,300円																																																				
925平方メートル以上991平方メートル未満	38,720円																																																				
991平方メートル以上1,322平方メートル未満	48,400円																																																				

改正前		改正後	
1, 321平方メートル以上1, 651平方メートル未満	48, 890円	1, 322平方メートル以上1, 652平方メートル未満	58, 080円
1, 651平方メートル以上	48, 890円に空地の面積が165平方メートル又は165平方メートルに満たない端数を増すごとに3, 260円を加算した額	1, 652平方メートル以上	58, 080円に空地の面積が165平方メートル又は165平方メートルに満たない端数を増すごとに3, 930円を加算した額
備考 1～3 (略)		備考 1～3 (略)	

七飯町営住宅の設置条例の一部を改正する条例の概要

都市住宅課

1 改正理由

令和5年度施工（繰越明許）町営住宅老朽空家除却工事が完了したことに伴い、耐用年数を経過した公営住宅の用途廃止を行うため、七飯町営住宅の設置条例（平成9年条例第27号）の条例別表（1）を改正するものです。

2 改正内容

七飯町営住宅の設置条例（平成9年条例第27号）の条例別表（1）について、本町上台団地の1棟、桜団地の5棟、緑町団地の1棟を削るものです。

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

七飯町営住宅の設置条例新旧対照表

改 正 前 改 正 後

本則 (略)

附 則

1～8 (略)

別表 (第3条関係)

(1) 町営住宅

本則 (略)

附 則

1～8 (略)

別表 (第3条関係)

(1) 町営住宅

団地名	建設年度	所在地	戸数	区分	形式	一戸当り面積	型別	型別戸数	備考
本町上合 団地 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
本町上合 団地	昭和50年	本町8丁目 12番9号	4	簡易耐火	平屋建	50.0	3DK	3	
						42.9	2DK	1	
本町上合 団地～桜 団地 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
桜団地	昭和44年	本町4丁目 16番5号	4	簡易耐火	平屋建	46.3	3DK	1	
						39.6	2DK	3	
桜団地 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
桜団地	昭和45年	本町4丁目 16番8号	4	簡易耐火	平屋建	46.3	3DK	1	
						39.6	2DK	3	
桜団地	昭和45年	本町4丁目 16番9号	4	簡易耐火	平屋建	44.9	3DK	1	
						35.7	2DK	3	

団地名	建設年度	所在地	戸数	区分	形式	一戸当り面積	型別	型別戸数	備考
本町上合 団地 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
本町上合 団地～桜 団地 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
桜団地 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
桜団地 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
桜団地～ 桜B団地 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
以下 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例の概要

上下水道課

1 改正理由

令和6年3月29日に生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号。以下「整備等政令」という。）及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令等に関する省令（令和6年厚生労働省令第65号。以下「整理等省令」という。）が公布されました。

整備等政令及び整理等省令においては、水道整備及び管理行政が国土交通省に移管され、同省が所管する下水道の設計等に係る資格要件の考え方を踏まえた布設工事監督者及び水道技術管理者等の資格要件について所要の改正があり、令和7年4月1日より施行となります。

上記改正に伴い当町において、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を規定する七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例（平成24年条例第36号）の一部改正を行うものです。

2 改正内容

第3条（布設工事監督者）及び第4条（水道技術管理者）の資格要件を見直します。
※改正内容については次頁参照のこと。

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

<改正内容一覧>

資格別要件		布設工事監督者の資格 (第3条関係)		水道技術管理者の資格 (第4条関係)	
卒業 種別 学校	履修種別等	水道に関する技術上の実務 必要従事年数		水道に関する技術上の実務 必要従事年数	
		改正前	改正後	改正前	改正後
大学 (短大を除く)	①土木工学科 又は これに相当する課程 卒 かつ 衛生工学 又は 水道工学 履修あり	2年以上	1年6月以上	2年以上	1年6月以上
	②土木工学科 又は これに相当する課程 卒 かつ 衛生工学 及び 水道工学 履修なし	3年以上	1年6月以上	3年以上	1年6月以上
	③機械工学科 若しくは 電気工学科 又は これらに相当する課程 卒	—	2年以上	—	—
	④工学、理学、農学、医学、若しくは 薬学 の課程 又は これらに相当する課程 卒	—	—	4年以上	2年以上
	⑤工学、理学、農学、医学、及び 薬学 の課程 並びに これらに相当する課程 以外の課程 卒	—	—	5年以上	2年6月以上
短大・ 高専	⑥土木科 又は これに相当する課程 卒	5年以上	2年6月以上	5年以上	2年6月以上
	⑦機械科 若しくは 電気科 又は これらに相当する課程 卒	—	3年以上	—	—
	⑧工学、理学、農学、医学、若しくは 薬学 の課程 又は これらに相当する課程 卒	—	—	6年以上	3年以上
	⑨工学、理学、農学、医学、及び 薬学 の課程 並びに これらに相当する課程 以外の課程 卒	—	—	7年以上	3年6月以上
高校	⑩土木科 又は これらに相当する課程 卒	7年以上	3年6月以上	7年以上	3年6月以上
	⑪機械科 若しくは 電気科 又は これらに相当する課程 卒	—	4年以上	—	—
	⑫工学、理学、農学、医学、若しくは 薬学 の課程 又は これらに相当する課程 卒	—	—	8年以上	4年以上
	⑬工学、理学、農学、医学、及び 薬学 の課程 並びに これらに相当する課程 以外の課程 卒	—	—	9年以上	4年6月以上
大学院	⑭大学院研究科 又は 大学で 衛生工学 又は 水道工学 履修あり かつ ① 卒	1年以上	1年以上	1年以上	—
	⑮大学院研究科又は大学で 衛生工学 又は 水道工学 履修あり かつ ② 卒	2年以上	1年6月以上	2年以上	—
⑯外国の学校 (大学・短大・高専・高校 卒)		①、②、⑥、 ⑩ 準拠	①～⑬のうち 「—」を除き 準拠	④、⑤、⑧、 ⑨、⑫、⑬ 準拠	①～⑬のうち 「—」を除き 準拠
⑰水道に関する技術上の実務従事年数 (学歴問わず)		10年以上	5年以上	10年以上	5年以上
⑱技術士 (上下水道部門 選択科目：上水道及び工業用水道)		1年以上	6月以上	—	6月以上
⑲土木施工管理 1級		—	1年6月以上	—	1年6月以上
⑳国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が 行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者		—	—	問わない	問わない

※「—」は、規定していないもの

七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例新旧対照表

	改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第2条（略） （布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学科又は水道工学に関する学科学科を修めて卒業した後、<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>（2）学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科学科以外の学科学科を修めて卒業した後、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>（3）学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>（4）学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	<p>第1条～第2条（略） （布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める<u>布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</u></p> <p>（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において<u>土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>（2）学校教育法による大学又は旧大学令による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>（3）学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程においては、<u>修了した後。次号において同じ。</u>）、<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>（4）短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>（5）学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年6</u></p>	

改 正 前	改 正 後
<p>(5) <u>10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、第1号に規定する学校を卒業した者</u>であって、<u>1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(7) <u>外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	<p><u>月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(7) <u>5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づき大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、第1号の卒業生であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(9) <u>外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(10) <u>技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(11) <u>建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>（水道技術管理者の資格）</u></p>
<p>(5) <u>10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、第1号に規定する学校を卒業した者</u>であって、<u>1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(7) <u>外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	<p><u>月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(7) <u>5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づき大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、第1号の卒業生であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(9) <u>外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(10) <u>技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(11) <u>建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>（水道技術管理者の資格）</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条に規定する布設工事監督者に必要な資格を有する者</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する科目且又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する科目且並びにこれらに相当する科目且以外の学科且を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づき専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については3年6月以上、同条第5号に規定する学校</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同年以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) (略)</p>	<p>の卒業者については<u>4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同年以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>附 則 (略)</p>
<p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同年以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	

指定管理者選定経過概要

項目	年月日	施設名
		七飯町集出荷予冷施設
条例改正議案提出	—	更新のため不要
条例改正議案可決	—	更新のため不要
公募開始	令和6年8月1日	要項配布：各担当課及び町ホームページ 周知：町ホームページ、町内掲示板及び町広報誌
公募説明会	令和6年8月15日	午前10時00分 説明会参加団体（1団体） ・新函館農業協同組合
応募登録の申込み	令和6年8月22日 （申込期限）	応募登録申込者（1団体） ・新函館農業協同組合
指定管理者 指定申請書提出	令和6年9月26日 （提出期限）	指定申請者（1団体） ・新函館農業協同組合
指定管理者 選定委員会	令和6年10月10日	午後1時30分 ・新函館農業協同組合 ①提出書類及びヒアリングにより審査し、評価を実施 ②評価点：386.1点（500点満点中）